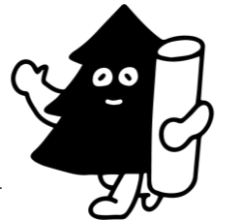


# 森林の手入れをしませんか



森林は、水源の保全や土砂災害の防止、二酸化炭素吸収等、様々な公益的機能があります。近年、放置された森林が増加し、その機能が失われつつあり、大きな社会問題となっています。

村では森林環境譲与税を活用し、美しく豊かな森林を保つため、自伐林家の方々の森林整備を支援します。

## ◆ 除伐・間伐に対する補助

区分	補助額	要件等
・ 除伐 ・ 保育間伐 ・ 間伐	・ 除伐：218,036円/ha ・ 保育間伐：286,022円/ha ・ 2割搬出間伐：329,125円/ha ※その他、施業内容に応じた岩手県森林整備事業標準単価に準ずる額	・ 概ね0.1ha以上の施業 ・ 山主、事業者、村との間で皆伐を制限する協定を締結すること

## ◆ 作業道整備に対する補助

区分	補助額	要件等
開設	1,500円/メートル	・ 除間伐施業に伴うもの ・ 幅員2.0m以上2.5m未満 ・ 横断排水溝を概ね50m間隔で設置すること等
路面整備	200円/メートル	・ 開設後5年以上経過したもの ・ 路面整正、草刈、排水施設土砂上げを含む

## ◆ 林業機械のレンタルに対する補助

対象	補助率
・ バックホウ（0.25m <sup>3</sup> 以下、グラップル付き含む） ・ 林内作業車 ・ ダンプトラック ・ トラック ・ その他木材の集材、運搬に必要な林業機械	レンタル費及び回送費用の2分の1以内の額（上限50万円）

※申請・交付決定後に着手し、年度内に完了する事業であること

※村の予算額に達し次第受付終了となります。

➡申請様式や詳細は村HP又は下記お問合せ先へ

➡九戸村ホームページ → 村政情報 → 産業振興課